

「指定短期入所生活介護」 「介護予防短期入所生活介護」 重要事項説明書

2024-8

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(介護保険事業所番号 第 4372500340 号)

当事業所はご契約者（以下、利用者とする）に対して指定短期入所生活介護サービス並びに介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次の通り説明します。

※ 当施設の利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定を受けていない方でもサービスの利は可能です。

1.事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 菊寿会 |
| (2) 法人所在地 | 熊本県山鹿市菊鹿町長 502 番地 |
| (3) 電話番号 | 0968-48-2111 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 松岡 三正 |
| (5) 設立年月日 | 平成 4 年 10 月 5 日 |

2.事業所の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定短期入所生活介護事業所・令和 2 年 4 月 1 日指定
熊本県 4372500340 号 |
| (2) 事業所の目的 | 当事業所は、介護保険法令に従い、利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、適切なサービスを提供します。 |
| (3) 施設の名称 | 矢筈荘短期入所生活介護事業所 |
| (4) 施設の所在地 | 熊本県山鹿市菊鹿町長 502 番地 |
| (5) 電話番号 | 0968-48-2111 |
| (6) 管理者氏名 | 松岡 聖子 |
| (7) 当事業所の運営方針 | 利用者がその人らしく、安心して生活が営めるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った温かみのあるお世話をこころがけます。
また、利用者のニーズを的確に捉え、個別援助計画をもとに老人介護に対する豊富な経験と専門性による援助を致します。 |
| (8) 開設年月日 | 平成 5 年 4 月 1 日 |
| (9) 営業日及び受付時間 | 営業日 年中無休
受付時間 8 時～17 時 00 分 |
| (10) 利用定員 | 10 人 |

(11) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
2人部屋	1室	多床室
4人部屋	2室	多床室
合計	3室	
食堂	2室	
機能訓練室	1室	〔主な設置機器〕移動式平行棒・リクライニングマッサージ・上下肢用滑車重錘運動器・ホットパック・オートヘルサー等
浴室	5室	機械浴・特殊浴槽・小風呂
医務室	1室	静養室を含む

※ 上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆ 居室の変更：利用者から居室の変更希望の申出があった場合は、居室の空き状況により、施設でのその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議の上決定するものとします。

3.職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定短期入所生活介護事業所サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（職員の配置については、指定基準を遵守しています。）

<配置職員の職種> 特養と兼務

生活相談員 利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行ないます。

1名の生活相談員を配置しています。

看護職員 主に利用者の健康管理や療養上の世話を行ないますが、日常生活上の介護等も行います。3名の看護職員を配置しています。

介護職員 利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談、援助等を行ないます。

（看護職員、介護職員を合わせて利用者3名に対し、1名の職員を配置しています。）

機能訓練指導員 利用者の機能訓練を担当します。1名の訓練指導員を配置しています。

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1.看護職員	標準的な時間帯における配置人員 日中： 8：00 ～ 17：15 2名
2.介護職員	標準的な時間帯における配置人員 早朝： 6：30 ～ 8：00 2名 日中： 8：00 ～ 17：15 4～5名 夜間： 17：15 ～ 6：30 2名
3.機能訓練指導員	月曜から金曜日 8：00～17：15

4.当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して、以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

- (1) 当施設が提供するサービスについて利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 居室の提供

② 食 事

- ・ 当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ 利用者の自立支援のため離床して、食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食 8：00 昼食 12：00 夕食 18：00

③ 入 浴

- ・ 入浴については利用者の身体の状態に合わせて、本人、ご家族と相談しながら、できるだけ希望に合わせて行います。但し、利用者の身体の状態により清拭を行います。
- ・ 寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴する事ができます。

④ 排 泄

- ・ 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行ないません。

⑤ 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥ 健康管理

- ・ 看護職員が、健康管理を行ないます。

⑦ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行なうよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活がおくれるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<介護給付サービス利用料金（1日あたり）>

下記のサービス利用料金は、1日あたりの利用単位数です。利用料は1単位10円で計算し、介護保険負担割合証に記載された割合に応じてお支払いください。

要介護度	報酬単価改訂 令和6年4月1日（単位数）				
	1	2	3	4	5
入居者のサービスの基本利用料金	603	672	745	815	884
療養食加算	（1食あたり8単位）1日3食を限度とし、3食の場合24単位になります。				
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22				
機能訓練指導体制加算	12				
夜勤職員配置加算（Ⅲ）	15				
看護体制加算（Ⅰ）	4				
看護体制加算（Ⅱ）	8				
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10 / 月				
口腔連携強化加算	50（1回） / 月				
看取り連携体制加算	64				
若年性認知症利用者受入加算	120				
送迎加算	184 / 片道				
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	基本利用料に全ての加算を足した金額×14%				

介護予防短期入所生活介護 （併設型・多床室）	単位表 一日につき 令和6年4月1日（単位数）	
	要支援 1	要支援 2
入居者のサービスの基本利用料金	451	561
療養食加算	（1食あたり8単位）1日3食を限度とし、3食の場合24単位になります。	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22	
機能訓練体制加算	12	
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10 / 月	
口腔連携強化加算	50（1回） / 月	
若年性認知症利用者受入加算	120	
送迎加算	184 / 片道	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	基本利用料に全ての加算を足した金額×14%	

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

① 食事の提供に要する費用（食材費及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理にかかる費用です。実費相当額の範囲内にて負担していただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）のご負担となります。

令和3年8月1日改定

食事の提供に 要する費用	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
		第1段階	第2段階	第3段階
1日	1,445円	1日 300円	1日 600円	①1日 1,000円
朝食	395円			
昼食	530円			
夕食	520円			②日 1,300円

② 居住費

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額をご負担していただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費（居住費）の金額（1日当たり）のご負担となります。

令和6年8月1日 改定

居住（滞在）に 要する費用 多床室（2人部屋） （4人部屋）	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第1段階	第2段階	第3段階 ①	第3段階 ②
1日	915円	1日 0円	1日 430円	1日 430円	1日 430円

- ☆ 利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。
要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。又、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
- ☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する事があります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行なう2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)、(2)の料金・費用は1ヶ月ごとに計算しますので、翌月20日までに、以下のいずれかの方法でお支払下さい。

ア. 窓口で現金の支払い

イ. 下記指定口座への振込

肥後銀行来民支店 普通預金 1210842

「特別養護老人ホーム 矢筈荘」施設長 松岡 聖子

ウ. 金融機関からの口座引落し

ご利用できる金融機関 : J A鹿本 ・ 肥後銀行 ・ 郵便局

(4) 利用の中止、変更、追加

- ・利用予定期間の前に利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。
- ・利用予定日の前日までに申出がなく、当日になって利用の中止の申し出を出された場合、取消料として、下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申出が無かった場合	当日の利用料金の 10% (自己負担相当額)

- ・サービス利用の変更・追加の申出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。
- ・利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、すでに実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。
- ・ショートご利用中、発熱や体調不良等、医療機関の受診が必要な場合は、ご家族の方の対応となります。
また、ご利用中、利用者の状態については気になる事があった場合は、こちらからお電話をする場合があります。
- ・インフルエンザが流行する時期はインフルエンザの予防接種をお願い致します。予防接種をされていない場合、ショート利用が出来ない事があります。

5. 苦情の受け付けについて

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専門窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 : 職名 生活相談員 担当者 小澄 充典
- 受付時間 : 毎週 月曜日～金曜日 8:00～17:00
- 電話番号 : 0968-48-2111

尚、苦情受付ボックスを受付窓口に設置しています。

又、第三者委員として以下の方々が当事業所における苦情やご相談を受け付けております。

氏名	住 所	電話番号
児玉 馨志	山鹿市菊鹿町相良 112	0968-48-9716
原口 洋子	山鹿市菊鹿町下内田 659	0968-48-2118
宮本 誠之	山鹿市菊鹿町木野 2876	0968-48-2274

(2) 行政機関その他苦情受付機関

山鹿市役所福祉部長寿支援課	電話番号	0968-43-1180
国民健康保険団体連合会	電話番号	096-214-1101
熊本県福祉サービス適正化委員会 (熊本県社協内) 専用電話	電話番号	096-324-5471

6. 第3者評価実施状況

受審なし

同意書

指定短期入所生活介護重要事項説明書の説明を受け同意します。

令和 年 月 日

本人 _____ 印

代理人 _____ 印

説明者 _____ 印